

不当な請求を行う事業者に関する情報提供について

平成27年3月26日
環境生活部消費者安全課

不当な請求を行っている事業者についての事業者名等の情報提供として、平成16年11月19日から道のホームページで掲載しておりますが、今回、北海道消費生活条例の規定に基づき、新たに次の事業者について不当な請求を行っているものと認定しましたので、情報提供します。

1 情報提供する事業者名

	事業者名	メールに記載されている連絡先
1	消費者係争支援センター	〒113-0034 東京都文京区湯島1-4 太平ビル4F

2 消費者等に送付されてきた文書 別紙写しのとおり

3 道のホームページ更新日

平成27年3月26日（木）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/jyohoteikyo.htm>

4 これまで情報提供してきた事業者数（今回情報提供分を含む。） 253社

契約係争通知書

平成27年 (と) 第 〇〇号

この度、通知致しましたのは以前契約された訪問販売会社から未納料等が契約違反にあたり、あなたに対する折状が管轄裁判所に提出された事を本状にて通知致します。

係争内容(会社名、違反条項等)のご確認につきましては、担当職員にて受け賜わります。お問い合わせの際は必ずご本人様からのご連絡をお願い致します。

下記期日までに連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出発となります。

締め切り日 平成27年 3月27日

尚、故意に放置しておくと、相手方の言い分とおりの判決が出てしまい、執行官立会いのもとあなたの給料、財産の差押え等をされてしまうおそれがありますので、十分ご注意ください。

受付時間 9:00~17:00 (休日 / 年末年始)

(お問い合わせ)

03-6734-6072

〒 113-0034

東京都 文京区 湯島 1-4 太平ビル4F

消費者係争支援センター